時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商况物價の報告あり

時事新報

明治廿七年五月廿五日　金曜日
舊曆甲午四月廿一日（丁卯）
日　出午前四時三十一分　入午後六時四十五分
月　出午後十一時三十一分　入午前八時三十六分
滿潮　午前八時三十四分　午後八時五十四分
（西曆一千八百九十四年）
年始より　百四十五日
年末まで　二百二十日

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商况物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號 貳錢五厘○一箇月 前金五拾錢○三箇月 前金壹圓四拾五錢○六箇月 前金貳圓八拾五錢○一箇年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●●前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵遞する歐洲各國　一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月 金六拾五錢
五 露領浦潮斯德、淸國諸港　一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●●●●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直ぢに本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

私設鐵道自由に許す可し

近年來經濟社會の形勢一變して實業振起の氣運に向ひ私設鐵道の出願の如き續々踵を接して數ふるに遑あらず官設鐵道拂受の大計畫さへも企てゝ怪しまざるに至れり氣運の向ふ所は區々たる人爲の力を以て左右す可きに非ず其向ふ所に任せて自由の方針を取り自然の發達を得せしむるこそ國の繁昌を致すの道にして至當の處置なるに政府當局者の小膽なる平素は實業獎勵など爲して事の助長を以て自から任じ時としては無益の勸誘を試みながら氣運一たび到來して人民自から事を發起するに至れば忽ち逡巡畏縮の情を催ほして却て反對に干涉し自然の發達を妨げんとするの擧動あるは笑ふに堪へたりと云ふ可し例へば一兩年前紡績の事業繁昌の端を開き各會社に於て增錘の計畫あるや當局者は遽に狼狽して机の上にて調べたる統計表などを持出し現在の錘數は若干にして需用供給の割合は云々なり熟らく前途の成行を考ふれば增錘の計畫容易ならず當業者の大に警しむ可き所なり云々とて恰も說諭がましき說を爲して世間に發表したることあり今日と爲りて自から顧みたらば赤面に堪へざることなる可し凡て當局者の手段は每度かくの如きものにして失敗の經驗も少なからず自から悔悟して自から謹しむ可き筈なるに實際は然らず鐵道私設の出願の如き前述の次第にして自由に許して差支なきにも拘はらず兎角因循して決斷せざるのみか現に孰れの點より見るも故障なきものにても之を許したる上にて收益の計算如何あらんなど入らざる事にまでも心配して容易に斷ずること能はざるが如し人民こそは難有迷惑と云はざるを得ず今回議會の承諾を求めたる比較線路の決定又は私設の許可の如き當局者に於ては或は時勢に應ずるの必要と認めたるものならんなれども到底一般の希望を滿足せしむるに足らず既に出願中のもの又は目下出願の計畫あるものを悉く許可して何の差支あるや多數の計畫中には或は永遠の見込なきものもあらん或は一時の利を博せんとするものもあらん必ずしも純粹無雜のもの〻みには非ざる可しと雖も之を許して實際に差支なき其證據は近く彼の取引所設立の許可に在り取引所の設立に就ても最初は私設鐵道と同樣、全國の出願を悉く許すときは種々の弊相を呈して其結果容易ならざる可しとの意見もありし由なれども當局者は大に決斷して自由の方針を取りあらゆる出願に一切故障を言はずして悉皆これを許可したり扨今日に至りて其成行を見るに一時の熱に乘じて出願したるものはいよ〳〵設立したる所にて實際に商賣取引の實、行はれざるが故に次第に自滅の姿を呈し之に反して商賣取引の相應に行はる〻場所は其取引所も亦相應に繁昌して今後も永く繼續するとなる可し即ち其自滅と繼續とは自然の數にして或は設立の間もなく自滅したる地方の發起人の如きは多少の損失を招きたることならんなれども其損失は自業自得にして何人に對しても不平を訴ふるを得ず其成行穩にして別に結果の容易ならぬものあるを見ず若しも此反對に當局者が自家の手心を用ひて自由に許可せざりしならば實際に自滅す可きものも自から悟らずして唯、許可を得ざるが爲めに折角繁昌す可き商賣も行はれずとて大に不平を鳴らして其苦情は今に絕えざりしのみならず實際繁昌す可き者も設立を見る能はずして大に不便を感じたることならん取引所許可の一事は後學の爲めに此上もなき好き手本を與へたるものと云ふ可し左れば鐵道の出願も之と同樣にして自由に之を許可するときは自滅す可きものは自滅し成立するものは成立するまでのことなれども今の人民は決して愚ならず鐵道の如く少なからざる資本を要する事業を見込もなきに企て〻自から損するが如きものは實際に稀れなる可し喩へば湯屋の商賣にしても其界隈の人口に比例するものにして府下の如き繁昌の土地ならば凡そ一町內に一軒ぐらゐの割合なる可し又豆腐屋の如きも同樣の次第にして一町內に幾軒の豆腐屋は同時に成立す可らず經濟社會自然の制限に從ふものなれども然れども若しも從來の湯屋の隣に更に其業を營まんとし又一町內に幾軒の豆腐屋を同時に開かんとするものあるときは如何に處分す可きや湯屋豆腐屋の數には素より制限の規則あらざれば自由に之を許して自然の興敗に任ずるの外なかる可し唯實際には規則上の制限なしと雖も自然の制限に制せられて斯る事の行はれざるのみ此點に就ては鐵道の事業も亦湯屋豆腐屋の營業に異ならずして到底成立の見込なしと知りながら出願するものはある可らず假令ひ斯る種類のものあるも他より之を制限するの理由はなき筈なれば當局者たるものは須らく大膽に構へ鐵道も亦是れ湯屋豆腐屋なりとして自由自在に之を許可せんこと我輩の敢て勸告する所なり

官報

○內務省令第五號

明治二十二年（三月）內務省令第三號藥劑師試驗規則第五條左ノ通改正ス

明治二十七年五月二十四日　內務大臣臨時代理 司法大臣 芳川顯正

第五條 試驗ニ及第シタル者ニハ試驗主事ヨリ及第證書ヲ與フヘシ
及第證書ニハ試驗主事署名スヘシ

內務省令第三號參照

內務省令第三號藥劑師試驗規則（明治二十二年三月二十七日）抄錄

第五條 試驗ニ及第シタル者ニハ試驗主事ヨリ試驗委員ト連署シタル及第證書ヲ與フヘシ

○內務省告示第六十三號

明治二十四年（七月）勅令第百二十號第四條ニ依リ從前指定ノ外仍ホ左ノ郡ヲ指定ス

岡山縣　都宇郡　窪屋郡
山口縣　佐波郡

明治二十七年五月二十四日　內務大臣臨時代理 司法大臣 芳川顯正

內務省告示第六十三號參照

勅令第百二十號地方高等官俸給令（明治二十四年七月二十七日官報）抄錄

第四條 郡長ノ年俸ハ六百圓トス
內務大臣ニ於テ特ニ指定スル各郡ノ郡長ハ年俸八百圓ヲ給ス但其人員ハ二百人以內トス

○遞信省告示第百二十號

南亞米利加洲祕露國「カラオ」ヘノ電報ハ同國政府ノ撿査ニ付セラル、旨萬國電信總理局ヨリ通報シ來レリ

明治二十七年五月二十四日　遞信大臣 伯爵黑田淸隆

○遞信省告示第百二十一號

相模國大船鐵道停車場ニ於テ本月二十五日ヨリ貨物發着ノ取扱ヲ開始ス

明治二十七年五月二十四日　遞信大臣 伯爵黑田淸隆

○警視廳告示第二十二號

明治二十七年五月十九日內務大臣ヨリ左記三名ノ者ニ對シ本邦追放ノ命アリタルヲ同日當廳ニ於テ其旨ヲ傳達シテ之ヲ執行シタリ

明治二十七年五月二十四日　警視總監 園田安賢

朝鮮國人 權東壽
同 權在壽
同 金泰元

雜報

○寫實主義

時しも頃は四月の末、
の座主、左までに年の
年來、心波情海の實
とする心勞に年より
張りし椅子に腰を掛
斂を寄せて頻に思案
月にして十九世紀も
主義は日增しに美術の
なき頃にて耶蘇降誕
には一切舊套を蟬脫
の劇場に出して一番、
みれを出して己に競
マスは素より朝飯前の
に勝つには在らずして
の座主は寫實主義が大
けは金儲け、近來何で
云ふ子供の浮かされ
人がゼ ユーナイテッド
英國所領の一州で
の邊より流行し來りて
臺へ引出し折々は狂言
上げらる〻ことも
愛は一番ズーンと悟を
し儲け事一と決心は
中々失せず擲みそ己に
り左れども坐主は自ら
え或る年、思切て出し
具立には先づ眞の草を
其草の上を徘徊せしめ
獵犬をして眞の狐を追
出す所を眞の遊獵者が
舞臺面の和合を妨げし
犬は狐を引きずり下し
正面の拍手喝采は破る
眞の修羅場を觀て顏色
る心得違ひにや娘子が
を左けせずして手負の
ヅラの用捨なく或は娘
臺會釋なく羽や血を蹴
多分、れ場所柄故、誰
「動物園」に飛込みける
し行く〳〵は鍋の中に
間違ひありたるにも拘
鳴渡り之を觀ざりし者
とオホン通の內閣會議
坐主の名聲は一時に高
る所を知らず終には名
さへありたり其後、都
蒸氣列車衝突の場を出
一事を見物せんとて其
も人もて埋めて蟻の這
有斬新奇拔と稱す可き
狂言にしてオホン通が
芝居狂言には三條の雌